

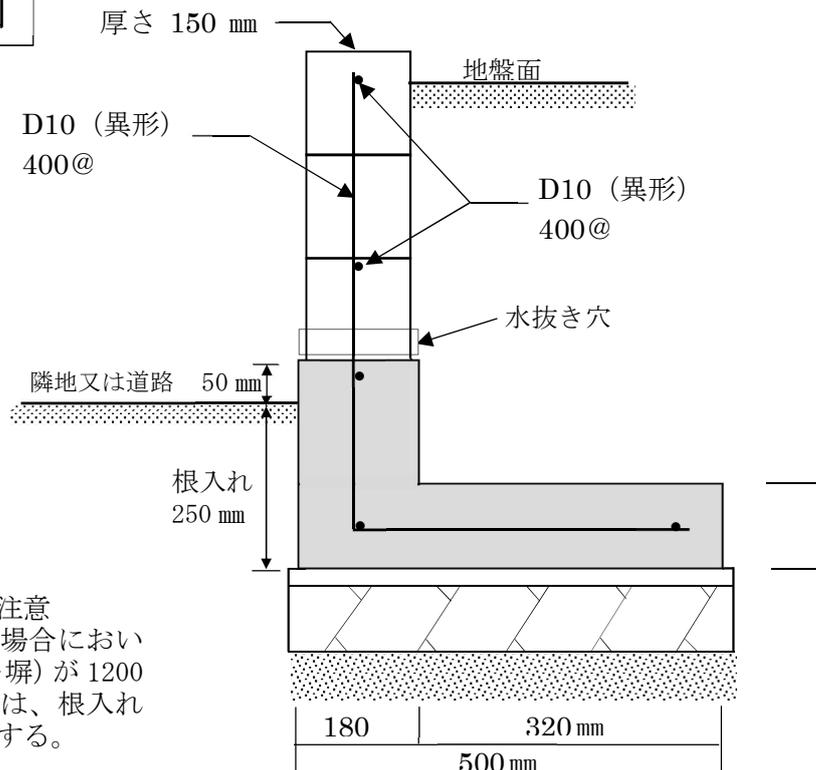
補強コンクリートブロック造による土留めの構造について

都市計画法第29条の開発許可申請及び同法第43条の建築許可申請を要する宅地造成、建築行為に当たって、申請対象地に補強コンクリートブロック造(大臣認定のブロック造は除く。)による土留め(30cmを超える崖を覆う土留めに限る。)を設置する場合の構造基準について、以下のとおりとする。

- 1 土に接する部分の補強コンクリートの積段数は3段以下とする。ただし、建築物の基礎から伝達される荷重が、補強コンクリートブロック部分に及ばないように、建築物の配置計画に注意する。
- 2 補強コンクリートブロックの材料は建築基準法第37条に適合する指定建築材料とする。
- 3 コンクリートブロックの厚さは15cm以上とする。
- 4 50cmを超える崖を覆う土留めについては、水抜きは3㎡以内に1カ所以上設ける。ただし、地盤面をコンクリート等で保護し、土留め背面に水が浸透しないよう措置を講じる場合は、この限りでない。
- 5 基礎は一体の鉄筋コンクリート造とし、その部分の高さは30cm以上かつ接する地盤面から5cm以上立ち上がり設けるものとし、また、根入れ深さは25cm以上を確保する。
- 6 コンクリートブロックは、モルタルが目地部分に全面に接着するよう組積し、空洞部はモルタル又はコンクリートを充填する。
- 7 補強コンクリートブロック造の土留めの配筋は次の表のとおりとする。

	縦筋	間隔	横筋	間隔	備考
3段積み	D10以上	40cm以下	D10以上	40cm以下	壁頂に横筋を配置する。

参考図



※根入れに関する注意
土留が塀を兼ねる場合において、高さ(土留め+塀)が1200mmを超える場合は、根入れは300mm以上を要する。